

## 記者配布（発表）資料

令和2年5月20日

タイトル	新型コロナウイルス感染症対策にかかる 柳井市長メッセージについて
目的	令和2年5月14日（木）に、山口県を含む39県の新型コロナウイルス感染症対策にかかる緊急事態宣言が解除されました。これに合わせて、柳井市長メッセージを柳井市ホームページに掲載いたしますので、別紙によりその内容を送付いたします。
日時	令和2年5月20日（水）から柳井市HPに掲載
場所	<a href="https://www.city-yanai.jp/site/covid-19/covid19-message.html">https://www.city-yanai.jp/site/covid-19/covid19-message.html</a>
主催	柳井市
内容	別紙内容のとおりです。  詳しい内容と対象・定員・料金・持参物等を記載してください。
備考	
問い合わせ	柳井市総務部秘書室 秘書担当課長 河原 電話 0820-22-2111内線412  連絡先・担当者名等を記載してください。

報道機関への連絡メモは、17部準備し、開催日の5日前までに政策企画課広報担当へお持ちください。

テレビ関係へ資料提供は、多量及びファクスで送信できない資料の場合、直接各局へ送付してください。

## 市民の皆さんへ

全都道府県を対象に発令されていた「緊急事態宣言」が、5月14日、山口県においても解除されました。現時点（5月20日）では、本市での感染患者は確認されていませんが、これは、これまでの市民お一人おひとりのご協力のおかげであり、改めて感謝申し上げます。また、新型コロナウィルス感染症の最前線でご尽力されている医療従事者の皆さんに深甚なる敬意と感謝の意を表します。

一方で、第2波、第3波の発生が警告されているなど引き続き予断を許さない状況にあることから、国や山口県の方針・対応も踏まえ、市民の皆さんに次の4点の感染防止に係る取組について、ご理解ご協力をお願ひいたします。

- ◎ 「緊急事態宣言」の解除及び大型連休中の人の移動による感染拡大がみられないことから、小・中学校及び公民館等の公共施設の利用を5月25日（月）から順次再開します。公共施設の利用、イベント・行事の開催に際しては、「3密回避」の徹底など感染防止対策を講じてください。
- ◎ 緊急事態宣言対象都道府県への移動をひかえていただくとともに、当該地域からの帰省や来訪等を考えておられる方には、皆さんから強く自粛を働きかけてください。また、県境をまたいでの不要不急の移動については、引き続き極力避けてください。
- ◎ 国の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」に沿って、外出する際の3密回避、小まめな手洗い、マスクの着用など、私たち一人ひとりが今できること、すべきことを継続して実践していきましょう。
- ◎ 国が新たに示した「新型コロナウィルス感染症についての相談・受診の目安」を参考に、感染が心配な方は、医療機関を受診される前に、相談窓口である柳井健康福祉センター（保健所）（0820-22-3631）にお電話ください。また、かかりつけ医の先生や柳井市保健センター（0820-23-1190）にも、お電話でご相談ください。

現在、国や県において、新型コロナウィルス感染症対策に係る緊急経済対策が実施されており、本市においても、感染症防止対策、地域経済対策及び生活支援対策に係る取組がスタートしています。また、国や県の施策に加え、本市での実態を踏まえて、必要な施策を段階的に追加していく準備をしています。

まだまだ油断できない状況です。この難局を乗りきるために、一層のご理解とご協力を願ひいたします。そして、どうかこれからもご自身とご家族の健康を守っていただきたいと切に願います。

柳井市長 井 健太郎